

徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民が安心して耐震改修工事を実施できるようにするため、市町村が実施する木造住宅耐震改修支援事業（以下「耐震改修支援事業」という。）及び耐震シェルター設置支援事業（以下「シェルター設置支援事業」）における、徳島県木造住宅耐震改修施工者等（以下「耐震改修施工者等」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、徳島県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱、徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱及び徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱における用語の定義によるほか、次によるものとする。

(1)耐震改修施工者等

徳島県内に本店又は営業所を有する事業者に所属する者で、徳島県が実施する徳島県木造住宅耐震改修施工者等養成講習会の受講を修了し、徳島県に登録した者をいう。

(2)耐震改修工事

市町村が実施する耐震改修支援事業又はシェルター設置支援事業として耐震改修施工者等が行う工事をいう。

(講習会)

第3条 講習会は、耐震改修施工者等の養成を目的とした徳島県が開催する徳島県木造住宅耐震改修施工者等養成講習会の他、徳島県が認めるものとする。

(登録の申請)

第4条 耐震改修施工者等の登録を受けようとする者は、前条に規定する講習会の受講を修了し、速やかに徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定申請書兼徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録申請書（様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行う際、様式第1号に定めるチェックボックスにより、耐震改修施工者等の申請のみ、又は耐震改修エキスパートの申請と併せた申請の別を選択するものとする。

(登録)

第5条 知事は、前条の登録申請書の提出があった場合はこれを審査し、徳島県木造住宅

耐震改修施工者等名簿に登載するとともに、当該申請者に徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録証（様式第2号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。ただし、耐震改修エキスパートとして認定された者に対しては、徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱に定める徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定証兼徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録証（様式第2号）の交付をもって、本要綱に定める登録証の交付に代えるものとする。

- 2 前項に規定する登録証の有効期間は、講習日と同年度に登録する場合は、登録の日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までとし、講習日の翌年度に登録する場合は、登録の有効期間を、登録の日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 講習を受けた後、登録可能な期間は、講習日の翌年度の3月31日までとする。
- 4 知事は、前項の規定により耐震改修施工者等の登録を行った場合は、耐震改修施工者等名簿を、耐震改修支援事業及びシェルター設置支援事業を実施する市町村に対して通知するものとする。
- 5 市町村は、前項の規定により通知された耐震改修施工者等名簿を、閲覧の用に供することができる。

（登録証）

第6条 耐震改修施工者等は、登録証を紛失又は汚損したときは、速やかに徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定証再交付申請書兼木造住宅耐震改修施工者等登録証再交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請を行う際、様式第3号に定めるチェックボックスにより、耐震改修施工者等の申請のみ、又は耐震改修エキスパートの認定と併せた申請の別を選択するものとする。
- 3 汚損を理由とする前項の登録証の再交付は、汚損した登録証と引換えに交付するものとする。
- 4 耐震改修施工者等は、耐震改修工事を行う際には、常に登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

（登録の更新）

第7条 第5条第2項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間に達する年度の4月1日から3月31日までの間に実施される講習会を受講の上、登録の更新をすることができる。ただし、講習会で通知される、県が指定する日までに登録の更新を申請しなければ、翌年度4月1日から業務に従事することができない。

- 2 登録の更新の手続きは、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 3 前項による登録の更新を行った場合においては、第5条第2項に規定する登録の有効期間の起算日は、従前の有効期間の満了の日の翌日とする。

4 更新した登録証の交付は、従前の登録証と引換えに行うものとする。

(登録の変更等)

第8条 耐震改修施工者等は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定事項変更届兼木造住宅耐震改修施工者等登録事項変更届(様式第4号)により知事に届け出なければならない。

2 申請者は、前項の申請を行う際、様式第4号に定めるチェックボックスにより、耐震改修施工者等の申請のみ、又は耐震改修エキスパートの認定と併せた申請の別を選択するものとする。

3 耐震改修施工者等は、有効期間の満了前に第5条第1項の規定による登録を辞退するときは、徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定辞退届兼木造住宅耐震改修施工者等登録辞退届(様式第5号)に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

4 申請者は、前項の申請を行う際、様式第5号に定めるチェックボックスにより、耐震改修施工者等の申請のみ、又は耐震改修エキスパートの認定と併せた申請の別を選択するものとする。

5 第1項の規定より登録事項の変更をした場合においては、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(登録の取消し等)

第9条 知事は、耐震改修施工者等が次のいずれかに該当する場合においては、登録を取り消すものとする。

(1)耐震改修施工者等としての条件を満たさなくなったとき

(2)前条第3項の届出があったとき

(3)耐震改修工事において、徳島県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に定める所要の耐震性を有さない改修工事、又は対象要件に適さない工事を行ったとき

(4)第10条に規定する事項に反するなど、知事が不相当と認めたとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付して当該耐震改修施工者等に通知するものとする。

3 耐震改修施工者等は、第1項の規定による登録の取り消しがあったとき、又は登録の有効期間を満了したときは、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

4 第1項の規定より登録を取り消した場合、又は登録の有効期間を満了した場合においては、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(耐震改修施工者等の責務)

第10条 耐震改修施工者等は、耐震改修工事の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を、他に漏らしてはならない。

2 耐震改修施工者等は、その立場を自覚し、県民が不安や不満をいだかぬよう、誠意を

持って良心的に対応し、業務を履行しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、耐震改修施工者等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 削除

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前から継続して実施されている木造住宅耐震化促進事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

新規・更新	登録番号	()
-------	------	-----

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定申請書
兼徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者
住所 (自宅)
電話 (同上) () -
フリガナ
氏名

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第 5 条の規定
 徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第 4 条の規定

に基づき申請します。この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。また、公開する登録事項について名簿に掲載し、公衆の閲覧の用に供することを承諾します。

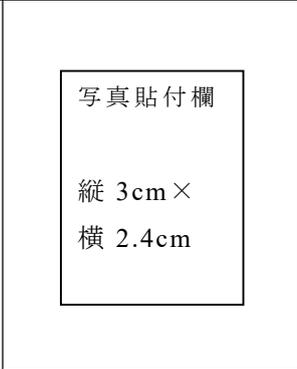
生年月日	大・昭・平 年 月 日
------	-------------

保有資格	(1 級・2 級・木造) 建築士 () 第 () 号
	(1 級・2 級) 建築施工管理技士 第 () 号

所属事業所	事業所名等	名称: 登録番号: 第 () 号 登録申請者名:
	所在地・連絡先等	所在地: 〒 電話: () - F A X: () -

所属団体等	
-------	--

- (注意)
- 添付書類
 - カラー写真 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦 3cm×横 2.4cm)を 2 枚(1 枚は右欄にのり付け、1 枚は提出)。写真裏面には必ず氏名を記すこと。
 - 耐震改修施工エキスパート申請の方は以下のうちいずれか一つ
 - 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
 - 建築施工管理技士 技術検定合格証明書の写し
 - 実務経歴書(様式第 6 号にて作成されたもの)
 - 該当するものに○を付け空欄等には必要事項を記入すること。
 - 公開する登録事項は、「所属事業所の名称・所在地・電話番号、申請者の氏名、保有資格」とする。



様式第3号 (A4)

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定証再交付申請書
兼木造住宅耐震改修施工者等登録証再交付申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 (自宅)

電話 (同上) () -

フリガナ

氏名

登録番号

- 徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第7条第1項の規定
- 徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第6条第1項の規定

に基づき、次のとおり再交付を申請します。

再交付を申請する理由	紛失・汚損・その他
	(その他の場合の理由)

(注意)

1. 添付書類
6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚写真裏面には必ず氏名を記すこと。
2. 再交付を申請する理由には、該当するものに○を付けること。
なお、申請の理由がその他の場合には、その理由を具体的に記載すること。
3. 汚損を理由に再交付を申請する場合には、その汚損した認定証を添えて申請すること。

様式第4号 (A4)

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定事項変更届
兼木造住宅耐震改修施工者等登録事項変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 (自宅)

電話 (同上) () -

フリガナ

氏名

登録番号

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第9条第1項の規定

徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第8条第1項の規定

に基づき次のとおり届け出ます。この変更届の記載事項は、事実と相違ありません。

		変 更 前	変 更 後
フリガナ 氏 名			
主な保有資格		(1級・2級・木造) 建築士 () 第 () 号	(1級・2級・木造) 建築士 () 第 () 号
		(1級・2級) 建築施工管理技士 第 () 号	(1級・2級) 建築施工管理技士 第 () 号
所属 事業 所	事業所名 等	名称： () 登録番号： 第 () 号 登録申請者名： ()	名称： () 登録番号： 第 () 号 登録申請者名： ()
	所在地・ 連絡先等	所在地 〒 電話 () - FAX () -	所在地 〒 電話 () - FAX () -
所属団体等			
備考			

(注意)

1. 氏名に変更があった場合は、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身のカラー写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚添付すること。写真裏面には必ず氏名を記すこと。
2. その他、変更事項に係る書類を添付すること。
 - (1)建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
 - (2)建築施工管理技士 技術検定合格証明書の写し
 - (3)住民票又は戸籍抄本等氏名変更がわかるものの写し

様式第5号 (A4)

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定辞退届
兼木造住宅耐震改修施工者等登録辞退届

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 (自宅)

電話 (同上) () -

フリガナ

氏名

登録番号

- 徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第9条第3項の規定
 徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第8条第3項の規定

に基づき届け出ます。

辞退理由

(注意) 登録証を添付すること。